

サービス提供体制強化加算 算定要件確認表【(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション事業所】

○前年度の実績が6月以上の事業所の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	平均
常勤職員が暦月に勤務すべき時間数 (4週の28日で計算)													
看護師等の総勤務時間数(訪問看護) or サービスを直接提供するPT, OT, ST (訪問リハ ビリ)													
① 看護師等の総数(訪問看護) or サービスを直接提供するPT, OT, ST (訪問リハ ビリ)の総数(常勤換算後)												0	
勤続年数7年以上の者の総勤務時間 数													
② ①のうち勤続年数7年以上の 者の総数(常勤換算後)												0	
勤続年数3年以上の者の総勤務時間 数													
③ ①のうち勤続年数3年以上の 者の総数(常勤換算後)												0	

←直接入力
←自動計算

↑の数字を別紙12-3の①に記入

$\frac{②}{①} = 0 \geq 30\%$ (加算Ⅰ) 訪問看護

↑の数字を別紙12-3の②に記入

\geq 総数が1名以上(加算Ⅰ) 訪問リハビリ

$\frac{③}{①} = 0$

$\geq 30\%$ (加算Ⅱ) 訪問看護

↑の数字を別紙12-3の③に記入

\geq 総数が1名以上(加算Ⅱ) 訪問リハビリ

○前年度の実績が6月未満の事業所(新規指定事業所を含む。)の場合

	合計	平均
常勤職員が暦月に勤務すべき時間数 (4週の28日で計算)		
看護師等の総勤務時間数(訪問看護) or サービスを直接提供するPT, OT, ST (訪問リハ ビリ)		
① 看護師等の総数(訪問看護) or サービスを直接提供するPT, OT, ST (訪問リハ ビリ)の総数(常勤換算後)	0	
勤続年数7年以上の者の総勤務時間 数		
② ①のうち勤続年数7年以上の 者の総数(常勤換算後)	0	
勤続年数3年以上の者の総勤務時間 数		
③ ①のうち勤続年数3年以上の 者の総数(常勤換算後)	0	

↑の数字を別紙12-3の①に記入

$\frac{②}{①} = 0 \geq 30\%$ (加算Ⅰ) 訪問看護

↑の数字を別紙12-3の②に記入

\geq 総数が1名以上(加算Ⅰ) 訪問リハビリ

$\frac{③}{①} = 0$

$\geq 30\%$ (加算Ⅱ) 訪問看護

↑の数字を別紙12-3の②に記入

\geq 総数が1名以上(加算Ⅱ) 訪問リハビリ

注) 1 水色が付いているセルは、自動計算されますので、入力しないでください。

2 前年度の実績が6月以上の事業所の場合は、前年4月から本年2月までの各月(前年度の実績が6月以上10月以下であれば、その暦月)について、勤務時間を入力し、常勤換算方法による総数を算出してください。

3 前年度の実績が6月未満の事業所(新規指定事業所を含む。)の場合は、届出月の前3月について、勤務時間を入力し、常勤換算方法による総数を算出してください。

例えば、5月から算定したい場合は、1月から3月までの3月について計算し、4月15日までに提出してください。

なお、前年度の実績が6月未満の事業所については、届出月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならず、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算停止の届出が必要となりますので、注意してください。

4 「看護師等」とは、当該事業所の保健師、看護師、准看護師のほか、理学療法士、作業療法士又は言語療法士を指します。

- 5 「サービスを直接提供するPT,OT,ST」とは、当該事業所の直接サービス提供をする理学療法士、作業療法士又は言語療法士を指します。
- 6 勤続年数とは、各月の前月末日時点における勤続年数をいい、例えば、4月における勤続年数3年以上の者とは、3月31日時点で勤続年数3年以上である者をいいます。
- 7 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。